

独立行政法人日本原子力研究開発機構法案の概要

I. 機構の名称

独立行政法人日本原子力研究開発機構

II. 機構の目的

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、原子力基本法に基づき、原子力に関する研究、核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉等の技術開発を総合的、計画的、効率的に行い、その成果を普及する等により、原子力の研究開発利用の促進に寄与する。

III. 機構の組織

1. 機構の役員として理事長、副理事長、理事、監事を置く。
2. 理事長の任期は、中期目標の期間の末日までとし、理事の任期は理事長が定める期間、監事の任期は2年とする。
3. 機構の役職員について、秘密保持義務を課し、みなし公務員規定を置く。

IV. 機構の業務等

機構は、IIの目的を達成するため、次の①～⑩の業務を行う。

- ① 原子力に関する基礎的研究
- ② 原子力に関する応用の研究
- ③ 核燃料サイクルを確立するための、
 - ・ 高速増殖炉
 - ・ 高速増殖炉に必要な核燃料物質
 - ・ 核燃料物質の再処理に関する技術
 - ・ 高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発
- ④ ①～③の業務に係る成果の普及、及びその活用の促進
- ⑤ 施設及び設備の共用
- ⑥ 原子力人材養成
- ⑦ 原子力情報の収集、整理及び提供
- ⑧ 関係行政機関の長等の依頼に基づく調査分析等
- ⑨ 附帯業務*

⑩ ①～⑨の業務の遂行に支障のない範囲内で外部の委託を受けて行う放射性廃棄物等の処理処分等

※①～③の業務の附帯業務として、自らの原子力施設の廃止措置と放射性廃棄物の処理処分を実施

V. 主務大臣等

核燃料サイクル技術の開発に係る業務（IV. ③）及びその成果普及・活用促進業務（IV. ④）、財務会計に係る重要事項については経済産業大臣と共管、その他は文部科学大臣の専管

VI. その他

（１）機構の主たる事務所の所在地

茨城県

（２）機構の財務会計

- ① 電源開発促進対策特別会計電源利用勘定を財源とする業務と一般会計を財源とする業務に経理を区分
- ② 長期借入金及び日本原子力研究開発機構債券発行を規定

（３）原子力委員会との関係

主務大臣による理事長の任命及び中期目標の作成に際して、原子力委員会より意見を聴取

（４）附則

- 施行期日は公布の日（法人の設立時期は平成17年10月1日）
- 特定放射光施設の共用の促進に関する法律の改正により、日本原子力研究所と独立行政法人理化学研究所が共同で実施してきた SPring-8 の共用促進業務及び当該業務に用いる資産を理化学研究所に集約重点化
- その他、原子力基本法、原子炉等規制法等の関係法を改正等